
規 則

高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第40号

高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則（平成24年高知県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5の5の5-1(3)イの熱損失係数等による基準における等級4の基準又は同口の熱貫流率等による基準における等級4の基準を満たす」を「第5の5の5-1(3)の評価基準（新築住宅）において地域区分に応じて適用される同イの外皮平均熱貫流率に関する基準、同口の冷房期の平均日射熱取得率に関する基準及び同ハの結露の発生を防止する対策に関する基準のそれぞれにおける等級4の基準を満たす（同ただし書の規定により同イの外皮平均熱貫流率に関する基準及び同口の冷房期の平均日射熱取得率に関する基準において等級4の基準に適合しているものとみなされる場合を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則